八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　平尾　遼夫
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　26,700
定価　1部5円

市営住宅

4日と5日に受付
用紙交付は23日から

大正住宅団地の南隣（木ノ本）に建設中の市営住宅が近く完成しますので次の要項で、入居者を募集します。

住宅は第一種（九戸）と第二種（十戸）に別れていますが、第一種住宅は木造スレート葺平家建（一棟二戸建）で一戸の延面積三四・六五平方メートル。部屋は六畳二間で、玄関、台所、押入、便所、水道付です。第二種住宅は木造スレート葺平屋家建（一棟二戸建）で延面積二八・〇五平方メートル。部屋は六畳と三畳が各一間で台所、押入、便所、水道付です

家賃は一種が約三千円、二種が約千四百円で、敷金は一種が家賃月額の三カ月分、二種は家賃月額の二カ月分です。

入居申込みの用紙は二月二十三日から二十八日までの間（午前九時から午後五時まで）市役所広報課でおわたしし、申込受付は三月四日、五日の二日間市役所内市民相談室で行います。申込みには米穀通帳、市民税領収証（三十三年度分）、勤務先の在職、給与証明（自家営業の方は営業証明及び納税証明）そのほか戦災、引揚などの証書があれば提示して下さい。

入居者の決定は公開抽せんで行われ、三月十日午前十一時から市民ホールで行います。

なお第二種住宅のうち二戸は引揚者用で別に抽せんをする予定です。

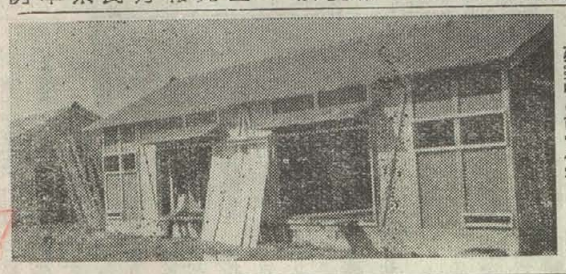
建築中の市営住宅

申込資格

こんどの市営住宅の申込資格は次のとおりです。

1 現在同居しているか、同居しようとする親族（事実上の婚姻、婚姻予約者も含まれる）があり、家賃の支払能力のある者
2 一定の業務に従事し、毎月基準収入があり、独立の生計を営む八尾市内の居住者または通勤者
3 現に住宅に困っていることが明らかな者
4 八尾市内に独立の生計を営む保証人二人ある者
5 月収基準は、第一種住宅の場合、毎月の収入合計から扶養親族一人について千円を控除した額が家賃の六倍から十五倍までの者。第二種住宅の場合、毎月の収入合計から扶養親族一人について千円を控除した額が六千円から一万二千円までの者

人権擁護相談

とき　三月十八日　二時―四時
ところ　八尾市役所
人権を犯されてお困りになっておられる方はご相談においで下さい。相談内容の秘密は固く守ります。

ご覧下さい
3月20日までに

税務課では三月一日から二十日まで（午前九時から午後五時十五分まで執務時間中）の間、土地、家屋、機械器具などの評価格を記入した課税台帳をみていただきます。

三十三年中に地目の変換、家屋の新築、増築または損壊など特別の事情のあったものは、基準に基いて本年度新たに価格が決定されています。そのほかのものは昨年の価格が据置かれています。

なお異動によって前年度と価格が変つたもの、本年度に価格が新たに決定されたものに限ってその価格が適正な時価として高過ぎると思われる方は、固定資産評価審査委員会に対し三月三十日までの間に（期日厳守）審査請求をすることができます。

価格の据置かれたものについては審査請求はできません。

審査このほか固定資産についてご不審な点は税務課でお問合せ下さい。

★固定資産課税台帳

市民課に改称（戸籍課）
公聴事務は市民相談室で
第一次善事務改

市役所の仕事を現代のスピード化された社会生活に応じた方式で行うよう、また、市の発展と共に市民生活の幸福をより一層増進させるためにこんどの事務改善が行われます。今後ひきつづきみなさんのご理解とご支援によって総合的な方針のもとに、激しい時代の進展におくれないよう常時改善を反復していきたいと思います。

まず第一次改善の具体的対策に基づく「事務分掌条例の一部改正」が去る二日の臨時市会で議決され、三月一日から適用することになりました。この内容は戸籍課を市民課に改め、出張所に関することは庶務課から市民課へ移管されます。また広報課所管の市民相談室は拡充強化して、みなさんの市政に対することの不満なこと、要望されること、また日常生活の身近な問題についての相談事項などを統一された管理のもとに繰切、適確に公平な取扱いをすることになります。

この事務改善による切替えを円滑に行い、みなさんに過渡期に予想される不手際によるご迷惑をお懸けしないように、只今、慎重に準備を進めています。

市民課の事務分掌

一、戸籍に関すること
二、住民登録並びに外国人登録に関すること。
三、印鑑に関すること。
四、主食その他配給に関すること
五、埋火葬許可並びに市営火葬場使用許可に関すること
六、民刑事処分の通知整理に関すること。
七、人口動態の調査に関すること

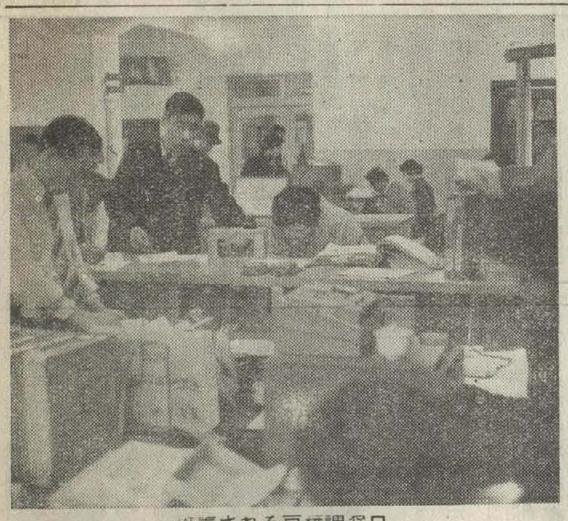
戸籍課される事務

国民健康保険課の窓口

一、国保被保険者資格の得喪奥に関する事務
二、出産、死亡時の給付事務
三、国保に関する諸受付及び証明に関する事務

税務課の窓口

一、税証明に関する事務
二、土地、家屋台帳に関する事務
三、軽自動車の鑑札交付に関する事務
四、税の減免申請、異議申立の受付事務

市民相談室

いまの広報課の公聴係がこの室で仕事をします。市政に対して回答、または投書などによる苦情、要望、相談事項は全部この室で処理することになります。

この室は来庁された市民の方の心援室として、気楽なお気持ちでひざつき合せてお話しをお聞きしたり、市側のお答をすることになります。

また、ご家庭と市役所との間を仲援に結んでいただく自治振興委員会の連絡所でもあります。

これら来庁市民の方が殆んどの用務を果される市民課、国民健康保険課の窓口、税務課の窓口を援近させ、更に市民相談室と会計課とともに市庁舎二階南側に併設することによって、今までのように庁内をウロウロ歩いたり、二階、三階へ上ったり降りたりしていただかなくても一カ所で座って待っていただいているうちに用務を正確と迅速に処理する仕組になります。

出張所の窓口

本庁の窓口の延長として今までどおり戸籍事務、主食配給事務、その他地区市民の方と本庁との間の文書などの連絡事務を取扱いますが、その事務処理も更に正確と迅速を期することになります。

また、市民相談室の延長としての性格も今まで以上に強くして、市民相談カードも常に備付けますので、どしどしご活用いただくことによって本庁の市民相談室とたえず連絡を保ち組織的に処理することになります。

この事務改善によって、今まで出張所地区の方には所管出張所の窓口でしか取扱わなかった住民登録、戸籍、印鑑などの事務は、本庁の市民課の窓口でも取扱いますので一層便利になることと思います。

1月臨時市会
清友高校募集人員二〇〇名に
緊急の三議案は可決

一月二十八日開会された臨時市議会は会期六日間、二月二日継続会議があつて閉会となりました。

可決された議案は次の三件です

▽八尾市事務分掌条例中一部改正の件

このたびの第一次事務改善に伴うもので、来る三月一日から適用することになりました。

▽八尾市高等学校条例中一部改正の件

市立清友高等学校の毎年の入学募集人員二五〇人を二〇〇人に改め、今年四月一日から適用することになりました。

▽昭和三十三年度八尾市一般会計第四次歳入歳出追加更正予算の件

また、継続審査となった議案は次の八件です。

決算審査特別委員会付託

▽昭和三十二年度八尾市一般会計歳入歳出決算認定の件
▽同年度八尾市特別会計競輪事業費歳入歳出決算認定の件
▽同年度八尾市特別会計病院事業費歳入歳出決算認定の件
▽同年度八尾市特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定の件
▽同年度八尾市特別会計中小企業融資事業費歳入歳出決算認定の件
▽同年度八尾市特別会計国民健康保険関係条例審査特別委員会付託
▽八尾市市税条例中一部改正の件
▽八尾市国民健康保険運営協議会条例制定の件

これらはいづれも三月定例市会まで、閉会中においても審査されています。

増築工事竣工
八尾・西郡小学校

昨年十月から工事を進めていました八尾、西郡の両小学校の増築工事が近く竣工します。これは最近急激に住宅が増えたことによって、一部で行っている二部授業を解消させるためのものです。

増築工事は何れも鉄筋コンクリート建ですが、八尾小学校は建坪三百平方メートル、三階建九教室、西郡小学校は二百十二平方メートル、二階建四教室です。

保育所の児童募集
こどもを幸せに

現在市内の各保育所では、入所児童を募集していますから、入所をご希望の方は、収容定員の都合もありますので、早い目に保育所か福祉事務所にお申込み下さい。

「児童は、よい環境の中で育てられる」これは児童憲章の中の言葉ですが、児童が健やかに、幸わせに育成されるためには、温かい愛情と明るい環境が必要です。しかし、家業が多忙であったり、夫婦共稼ぎであったり、片親であったり、また家族が多かったり、病人がいたりして、一人一人の子供に十分手をかけられないなど、環境が悪くて子供の育成に不安があるという場合、子供たちを安心してお預け願えるのが保育所です。

保育所は、児童を明るい整った環境のもとで、温かい愛情の手で母親に代つてお預かりし保育することを目的とした児童福祉法の施設で満三才から小学校へ入学されるまでの児童をお預かりします。

保育時間は、保育所によつて多少の違いはありますが、大体朝八時半頃から夕方四時半頃までで、簡単な給食もついています。またご家庭の事情によっては保育料の減免方法もありますので、詳細はお近かくの保育所か福祉事務所でご相談下さい。

市立西郡保育所　西郡一一九七
市立亀井保育所　亀井五六三
市立西郷保育所　西郷一
八尾隣保館保育所　成法寺一八〇
志紀保育園　田井中四二八

人夫をお使い下さい

簡単な土木工事、掃除など人手の要る時には、失業対策事業の人夫をお使い下さい。

申込は布施公共職業安定所電話（72）二〇一八番または、八尾市役所土木課（電話三八八一番の庁内三五）で受付ています。申込方法は、電話でも、また直接お越しいただいても結構ですから、お名前、住所と行先の近くの目標をお伝え下さい。責任をもってよい人を送ります。賃金は一日（午前八時から午後五時まで）平均男五百円、女三百五十円です。これは失業対策事業として行なわれているものですから、皆様のご理解をいただいて、できるだけご利用下さるようお願いします。

お買物はメートル法を使いましょう

早くメートル法に

あなたはお買物のときメートル法をお使いになっていますか。商店ではメートル法で取引をしようとしても、買物をする方のご理解がなければいつになっても徹底しません。将来のためにも、ぜひみなさんが協力して必ずメートル法を使うようにして下さい。いろいろのお買物品の量目をメートル法で買うときの大体の目安を表にしますと次のようになります。

野菜・魚・乾物・肉・菓子など　四〇〇グラム
バター・マーガリン・コーヒなど　約二〇七匁
酒・醤油・油・酢など　五〇〇グラム　約一・一パンド
二リットル　約一升一合
背広・スーツなどの服地　一メートル　約一・一ヤール
ゴムホース・コードなど　一メートル　三尺三寸

母子家庭のど自慢入賞者決る

母子家庭を明るくする運動の一つとして去る一月二十五日、市民ホールで行われた母子家庭のど自慢コンクールは、会場をうめつくした約千名の拍手の内に盛大にくりひろげられ、審査の結果つぎの方々が選出されました。敬称略

【子供の部】一位浜野克志―志紀小六年「希望の虹」二位首藤美智子―久宝寺中二年「時計台の鐘」三位中村政夫―志紀小四年「やきゆうの歌」

【母の部】一位桑原久子―植松「槍さび」二位中村藤江―大竹「雪の渡り鳥」三位中井小鶴―安中「八尾市立養老院の歌」

母子のど自慢審査風景

空気が乾燥しています
火の元にご注意
春の火災予防運動

毎年春になると空気が乾燥して風が強くなり火災が起りやすくなります。特に行楽シーズンになると外出される方が多くなるうえに家屋は冬の長い採暖期を過ぎて非常に乾燥していますので留守中の出火となりやすく、また山野の乾燥し切った枯葉は山火事を起しやすい状態になり、いづれも大火事となる危険性があります。この危険期を控えて二月二十八日から三月十三日までの間、春の全国火災予防運動が全国的に行われることになり、八尾市でもいろいろの行事を行い、火災予防をはかることになりました。ご家庭のみなさんも特に次のことにご注意下さつて、運動にご協力いただきますようお願いします。

▽**藁葺屋根など燃えやすい屋根の改良**

消防署の調査では市内には藁葺屋根などの燃えやすい屋根の家が約二〇〇戸あつて、飛火で大火事になる危険性が多分にあります。なるべく早くトタンなどの燃えない屋根に改良していただくようお願いします。

▽**火事は早く消防署へお知らせ下さい**

みなさん方のご家庭やお近かくで火事のときは電話（八尾局では一一九番、東住吉、布施局では（79）二六〇〇番、柏原局では一〇一番または巡査派出所の警察電話）ですぐ消防署へ場所と目標をはつきりお知らせ下さい。

▽**初期消火の準備**

火事をはやく消防署へ知らせるとともに初期消火の器具をいつでも使えるように平素からととのえておきましよう。また夜寝る前に風呂桶、バケツ、水槽などはいつも満水し、できれば建物に適した消火器を備えましよう。現在ある消火器でも薬品が古くなつていないか圧力がなくなつていないかよく点検しておきましよう。

▽**避難しやすいように**

最近は火災での死傷者が多くなつています。非常口付近には物を置かないよう注意しましよう。また年寄りや病人、幼い子供はなるべく二階以上に寝かせないよう、特に中二階は火事の場合、逃げ口のないものが多いので寝室にしないようにしましよう。

▽**電気は正しく使いましよう**

電気に原因する火災は非常に多くなつています。

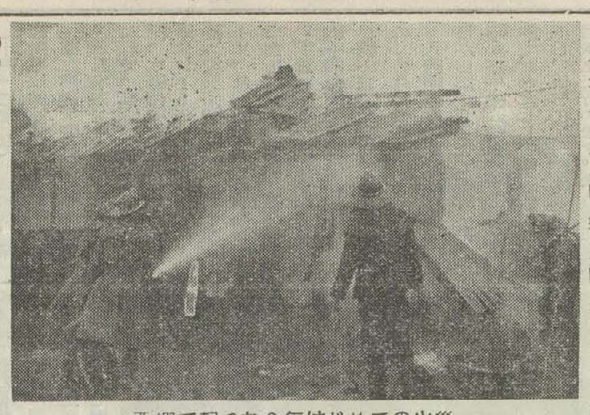

西郷で起つた今年はじめての火災

サイレン吹鳴

3月7日から13日まで春の全国火災予防運動の行事として消防訓練を行い、消防自動車のサイレンを吹鳴しますから火事と間違いのないようお知らせします。

消防署

❶安全器のヒユーズは正規のものを使い、配線がゆるんで、とゆやトタンなど金物に触れていないか調べましよう。

❷電気器具を使つたときは後始末に注意し、不良器具を使わないようにしましよう。

❸正規の工事をしないで配線に堪えないような多量の電気を使わないようにしましよう。

▽**煙草の火**

煙草の火は吸つた時で七五〇度、吸わないときでも四五〇度の温度になつています。煙草の吸がらには特にご注意下さい。

▽**車輌火災予防運動**

火災予防期間中には電車やバスの火災防止と危険物運搬の安全輸送にも注意するよう車輌火災予防も併せて行われますから次の事項に注意して下さい。

❶禁煙車内（電車、バス）では絶体に煙草をすわないようにしましよう。

❷ガソリン、セルロイドなどの危険物は電車やバス内に持ち込まないようにして、乗車中、万一火事になつたときは、あわてずに係員の指示に従いましよう。

❸危険物の運搬には危険物に適した消火器を備え付け、危険物は定められた正規の容器（ドラム罐、木箱など）に入れ、危険物運搬の標示旗を立てましよう。

山火事にご注意

暖くなりますと史跡や名勝をたずねて山野にハイキングを楽しまれる方も多いと思いますが、皆さんを楽しませてくれる美しい緑の山々を火災から守るために次のことに注意して下さい。

❶煙草火マツチは完全に消してから捨てましよう。

❷山では、なるべく焚火をしないようにし、止むを得ず焚火をするときは付近に枯木や枯草のすくない安全な場所をえらび、後は土を覆つて完全に消しましよう。

三月十日までに選ぼう
自治振興委員 日赤正副分団長 改選

市役所とご家庭との相互の連絡などいろいろお世話していただいている自治振興委員さんの任期は三月三十一日で終りますので、新年度からお世話いただく委員さんを三月十日までに各地区毎に選んでいただくことになりました。

現在の自治振興委員会は、十七地区二五六名の委員さんで運営され、唯一の市政協力団体として自主的に結成された市民組織です。この会は昭和二十六年に結成されて以来九年間、皆さまの声を市政に反映させるため市に協力され、いろいろな問題について協議と相互の連絡をとつていただき、各地区では毎月地区委員さんが集り、また毎月十日には各地区委員長さんが市役所に集つて協議されています。

このように自治振興委員さんは市の実態を市民に伝えたり、地区民の声や要望を市に伝えていただくだけでなく、その地区の日赤奉仕団の分団長と防犯協議会の委員も兼ねておられ、単に市政だけでなく、市民生活のいろいろな問題にわたつてお世話をいただいており全国でも模範的な市の協力団体として他都市のせん望の的となつています。

新年度の委員選出については、二月度の定例幹事会（地区委員長会）で決められたとおり、三月十日までに各地区委員を選出し、地区の役員を決め、十五日までに広報課または出張所へご報告していただきます。選出方法は、各地区で自主的な投票による選挙でも、推薦でもよいことになつていて、また留任も認められています。

従来からこの委員さんの選挙は各地区とも円滑に行われ、それぞれ最適の委員さんが選ばれてきました。今回の選出にも皆さん方の良識によつて、よりよい市政発展のために立派な委員さんを選んでいただき、明るい八尾市を作るために皆さま方のご協力をお願いします。

また、日赤奉仕団の役員は当市の場合、分団長が各地区の自治振興委員となつておられますので、自治振興委員の選出によつて同時に日赤奉仕団の分団長が選出されることになります。奉仕団では更に分団長にご協力いただく副分団長さん（各地区で男女各一名）の選出も同時に行つていただくことになつていますのでよろしくお願いします。

入賞者決る
公明選挙の作文

昨年十一月に募集しました公明選挙の作文の入賞者が決り、去る二月十六日市役所で表彰式が行われました。応募作品は総計百九十七点が集まり、この中から次の方々が入賞されました。なお学校名下の数字は学年です。

中学校の部

一等　稲田八重子（成法二）

二等　横山博明（八尾二）、浅井繁代（成法三）

三等　細川二美子（成法三）、土居俊子（成法一）、富山敏子（成法一）

佳作　太田邦子（成法三）、畑内茂美（高安二）、岩坂克子（八尾三）、竹原節子（高安二）

小学校の部

一等　小西富知代（北高安五）

二等　大川美津子（中高安六）、小野喜代江（中高安六）

三等　松本曙子（竜華四）、小山和子（竜華六）、二瓶巧（南山本六）

佳作　榊原裕子（安中六）、谷口初代（安中六）、吉橋裕子（中高安六）、安田和子（中高安六）、当内斉（中高安四）

（写真は謄事堂での表彰式）

今年も百点入賞
絵画教育で日本一
竜華幼稚園

竜華幼稚園では東京で開かれた教育美術振興会全国美術展で、三年連続で全国でもめずらしく幼稚園のなかで最も多い入賞者を出し注目されています。

一昨年は文部大臣賞、昨年はことしと同じ教育美術振興賞を受け、ことしは百八十名の園児が水彩画、クレパス画、版画あわせて二百点を応募し、このうち百点が入賞しました。最近では絵ばかりでなく、幼稚園としてはめずらしい版画もとり入れ、ボール紙を使つた紙版画、イモ版、リノリユーム版などで自由な版画をつくらせ、上達そのものよりも、根本となる独創性をのばしてゆく指導方法をいろいろと研究して、園

版画を作る園児たち＝竜華幼稚園

公明選挙入選作文
明るい選挙

成法中学校　二年　稲田八重子

選良！なんとこころよい響きをもつ言葉でしよう。選ばれた良き人達、私達の代弁者としての正しい人達、選挙の良し悪しは実に我々の選挙というものへの認識如何で決定されるのだと思います。にもかかわらず、今の世代の有権者は、選挙ということをあまりにも軽々しく考えてはいないでしようか。最近の新聞によると、国会の会期の延長について、自民党と社会党がはげしく対立して、かんじんの政治の方は、少しも進行していないような感じを受けます。以前は乱闘国会など、あれが私たちの選んだ代表であり、私たちのために働く人達なのだろうかと、とてもいやな気持になりました。また、せつかく選んだ人が、悪い事件にかかわつたりしているのを聞かされたりすると、失望とともに、この人達を選挙した人達の責任も思わざるを得ません。

近く私達の町や村でも選挙が行われるようです。私たちの学校を建てたり、道路をなおしたり、その他いろいろの公けの仕事を計画したり、実行したりする我々の代表は、本当に立派な人を選ばなければなりません。

立派な人とはどんな人なのでしよう。勿論自分の利益をはなれて、私たちのことを考えて働いてくれる人でなくてはいけませんが、何よりも裏表のない誠実な心の持主であつてほしいと思います。

選挙運動の時は、ご馳走を並べるように、たくさんの立派な言葉を並べて人に呼びかけながら、当選してしまうと、もうあとは、うそも方便であるかのように、そんな約束は、すつかり忘れ、とにかく自分の利益になるようなことばかり一生懸命になつている人、こんな人は決して私達の町や村を立派にしてくれる代表として適当ではありません。こんな人をもしも選んだら……。本当に選んだ人達は責任重大です。私たちのまわりの大人は、その意味をよく理解して、誰でもよいという無関心さ、あの人なら自分の利益になるというような利己的な考えを捨てて、本当に責任をもつて、選挙の一票を投じてほしいと思います。

私達の学校でも毎年生徒会の役員選挙を行いますが、自分の選んだ人が立派な人で、学校のため、皆の幸せのために一生懸命やつてくれる人であつた時、私はどんなにうれしく思うことでしよう。だから私達も学校生活という一つの社会において、選挙のあり方を正しく学びとり、将来の社会人としての選挙に備えて行くことが必要であり、これがひいては明るい世の中をうちたてるもとになると確信しています。私にも選挙権の与えられる日が来るのを、大きい期待をもつて楽しみにしています。

声

近所迷惑な養鶏場の臭気

（問）A住宅地に住むものですが近所で素人の方がニワトリを五、六十羽飼つています。冬の間は大して苦になりませんが、春さきになるとくさくてやりきれません。近所同士で注意をするとカドがたつのでできません。なんとかして下さい。（一市民）

（答）養鶏場の臭気や、その周囲の衛生などについては、ニワトリを百羽以上市街地区で飼育している場合にかぎつて法の定めがあります。しかし法に定めている場合にだけ厳重な取締りができるかといいますと、この種の環境衛生上のことを定めた諸規定の場合にも、実際上なかなかそうもゆきません。住宅地のように地区によつては、この法の適用をうけませんが、そうかといつて、そのまま放置しておくことはいかにも不潔です。飼育しておられる方は、周囲が住宅であることをよく認識していただいて、よく小屋の手入れをして、臭気やハエやカの発生を防ぐようにしていただきたいのです。保健所が取締りをするよりも、平素から住みよい環境を望まれる皆さん方の真意を直接飼育者に申してでくださいることが何よりだと思います。なお、お申出の件については現場へ行つて調査したいと思いますが住所、お名前がないのでできません。

投書についてお願い

投書には住所やお名前を書かなければいけないものではありませんが、右の場合のように、ご要望やご意見を寄せていただいても、その実情を調査できないために、適切な処置のとれないことがあります。みなさんのご要望ができるだけ市政に反映され、実現されるように、なるべく住所、お名前をはつきり書いてくださるようご協力ください。

公聴係

無効公告

次の証明書は何れも無効ですからお知らせします。

一、八尾市職員証第三二六号
一、身分証明書第三二六号
一、八尾市職員証第一四四号
一、市税徴税吏員証第三〇号
一、市税滞納者財産差押証第五号

にせ関電社員に注意

最近関西電力の社員といつて、皆様のご家庭を訪問し、電燈線の切替をするなどといつて金銭を詐取する〝にせ〟社員が横行していますからご注意下さい。

正当な理由なしに金銭を強要したり、金銭を受領する時に、関西電力の正規の領収書を発行しないものは、一応にせ社員と思つて下さい。社員は社章（バツチ）をつけ社員証明書を持つていますが、ご不審のときはすぐに関電八尾営業店か警察署へ連絡下さつて被害の事前防止にご協力下さい。

関西電力八尾営業店

ご協力ありがとう
歳末たすけあい運動

幸せを求めて日夜生活の建てなおしに努力している貧しい方々に少しでも明るい正月を迎えていただこうと、昨年十二月に実施しました「歳末たすけあい運動」は市民のみなさんの積極的なご協力によつて大きな成果を上げることができ厚く感謝しています。

つぎの通り「歳末たすけあい運動」の結果を報告します。

【収入】

市民からの寄附金　二三六、〇九一円
大阪共同募金会からの配分金　五九、四〇〇円
社会福祉協議会からの拠出金　六七、七五九円
計　三六三、二五〇円

【支出】

第一種世帯と母子寡収容世帯に砂糖、タオルを贈呈　一一八、六五〇円
生活保護法の適用を受け長期入院している患者に見舞金　三五、一〇〇円
養老施設に入所している老人に贈呈した見舞金　一五、六〇〇円
第二種世帯に贈呈した見舞金　一九三、九〇〇円
計　三六三、二五〇円

また衣類そのほか、みなさんから寄せられた義捐物品一七三点も母子寮、養老院収容者をはじめ生活困窮者に配分させていただきました。

やお 議会だより

第5号

この「議会だより」は、議会が開かれたときに「八尾市時報」の付録として、全世帯へお届けするものです

（編集）（委員）　八尾議会だより編集委員会
谷口　安吉・浜田　昌雄・樋口　義三
日吉　政男・田代八郎治・斎藤　俊一
阿尾　彰

陳情書一覧

12月中に提出された陳情書は次の10件でした
❶労働会館建設について＝市内10労働組合
❷同＝山本クラブ会長仁礼精秤氏ほか
❸大和川右岸水防事務組合議会議員の選挙について＝同水害予防組合水防団長田中栄治氏
❹近鉄バス（八尾瓢箪山間）路線一部変更について＝高安地区自治振興委員長川村和三郎氏ほか
❺護岸工事について＝植松自振委員田逸朗氏ほか
❻私立保育所に対する市補助について＝志紀保育園委託児保護者一同
❼同＝志紀地区民生児童委員
❽青年会場修築の件＝西郡青年団長盛岡豊光氏外
❾恩智川の改修について＝東部恩智川土地改良区理事長清水正三氏、同理事吉田亀吉氏ほか
❿年末手当の要求について＝市従業員組合

市民に便利な窓口（市民課を設置）

清友高校は五十名増員

八尾市議会は、一月臨時会で戸籍課を廃し、新らしく「市民課」を設置して、窓口事務を一本化し、市民サービスの向上をはかる「八尾市事務分掌条例中一部改正条例」と、市立清友高等学校の生徒数を一学年五〇名増し、定数二〇〇名（現行一五〇名）に増員させる「八尾市高等学校条例中一部改正条例」並びに追加予算など、重要議案を審査していましたが、二日の本会議で、いずれも原案どおり可決しました。

1月臨時市会

一月臨時会は去る二十八日招集、午後一時五十五分から議事堂で本会議が開かれ、谷口議長、臨田市長の開会あいさつに続いて、六日間の会期決定と会議録署名議員の指名を行つた後「八尾市事務分掌条例中一部改正条例」など合計十三議案を上程、去倉収入役並びに関係課長から提案理由の説明があり、審議の結果、議案第六号「八尾市事務分掌条例中一部改正の件」及び議案第七号「八尾市高等学校条例中一部改正の件」並びに事務改善、鑑製分担金、選挙などの追加予算二千二百一万三千七百七十一円を計上した、議案第十一号「昭和三十三年度八尾市一般会計第四次歳入歳出追加更正予算の件」以上三議案を担当委員会に付託して審査することに決定し、三時二十五分一たん休憩しました。

本会議第二日目は二月二日午後二時十分から開かれ、議事録署名議員の指名が行われた後、二十八日の本会議で、各常任委員会へ付託となつた、「八尾市事務分掌条例中一部改正の件」など三議案の委員会における審議の経過と結果について、斎藤総務、樋口建設、衣田商工衛生各委員長並びに市場文教民生副委員長から、報告があり、質疑討論が行われ、いずれも委員会の決定どおり原案を可決し午後三時十二分閉会されました。

なお、各常任委員会の審査経過の概要は、四面に掲載しました。

国保決算 両特別委員会を設置

関係八議案は継続審査に

二十八日午後三時五十分再開の本会議で、「八尾市国民健康保険条例制定の件」など国民健康保険関係三議案を審査する「国民健康保険関係条例審査特別委員会」と、「昭和三十二年度八尾市一般会計歳入歳出決算認定の件」など決算関係五議案を審査する「八尾市決算審査特別委員会」が設置され正副委員長並びに委員の選任が行なわれ、八議案は両特別委員会付託となり、臨時会閉会後も引続いて審査することに決定し、午後四時三十五分散会しました。

議案第12号
八尾市議会国民健康保険関係条例審査特別委員会設置の件
理由＝本年四月一日から当市全域に国民健康保険を実施するため、今臨時会に関係三議案が提出されたが、本問題は十分な世論の聴取と、慎重な審査が必要と考えられるので、特別委員会を設置することが適当と認め、本案を提出する。

選第1号
八尾市議会国民健康保険関係条例審査特別委員会委員選任の件

選第2号
八尾市議会国民健康保険関係条例審査特別委員会の委員長及び副委員長選任の件

議案第8号
八尾市国民健康保険条例制定の件

議案第9号
八尾市市税条例中一部改正の件

議案第10号
八尾市国民健康保険運営協議会条例制定の件

議案第13号
八尾市議会決算審査特別委員会設置の件
理由＝今臨時会に提案された、本市各経済決算審査のため、特別委員会を設置することが適当と認め、本案を提出する。

選第3号
八尾市議会決算審査特別委員会委員選任の件

選第4号
八尾市議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長選任の件

八尾市議会国民健康保険関係条例審査特別委員会　十名

委員長	衣田千代三
副委員長	磯山惠次郎
委員	畠野寅次郎、森山歳太郎、和田一二、斎藤俊一、浜田昌雄、小林弥毅、松村富蔵、橋本徳松

八尾市議会決算審査特別委員会　八名

委員長	小池十太郎
副委員長	山田千代三
委員	畑中正一、日吉政男、和田一二、羽多野与久、中西喜三郎、北村善蔵

議案第1号
昭和三十二年度八尾市一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第2号
昭和三十二年度八尾市特別会計競輪事業費歳入歳出決算認定の件

議案第3号
昭和三十二年度八尾市特別会計病院事業費歳入歳出決算認定の件

議案第4号
昭和三十二年度八尾市特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定の件

議案第5号
昭和三十二年度八尾市特別会計中小企業融資事業費歳入歳出決算認定の件

議会の権限（二）

次に請願受理権は、市民に直接関係の深いものでありまして、市民からの請願をうける権利であり、受理した請願は、採択か不採択かを決め、採択した中で議会で処理できるものは処理し、その他は市長或は教育委員会に送ることになつています。

最後に議員の発案権といつて、議会が議決することがについては、予算を除いてすべて市長と同じように、議案を議会に提出することができます。しかし一人ではなく、議員定数の八分の一以上、八尾市の場合は五人以上の賛成議員があつて、提案できることになつています。

議会の運営

各数の議員から成立つている議会が、一つの機関として活動し、その職責を完遂して行くためには、いろいろの法則に従つて議事が進められ、その権限が行使されなければならず、会議の開き方や閉じ方、議決や選挙の方法等、いわゆる議会の運営方法が必要となつてきます。もちろん地方議会といつても大小さまざまですから、地方自治法では、それぞれの議会の規模に最も適合する方法を採ることができるよう、地方議会の運営に欠くことのできない一般的、共通的な原則を規定するに止めており、その他は、議会の定める内部的な議事規則や、委員会条例等の定めるところに委しています。

一、本会議と委員会

議会は会議によつてその職務を行うものでありますから、議会の活動は会議を中心に行なわれます。会議は本会議と委員会の活動による委員会とがありますが、あくまで本会議が中心であり、委員会の設置は本会議で定められ、委員の選任も、審議調査事項も本会議によつて、具体的に付託され授権されるのです。したがつて、委員会の決定はそのまま議会の意思決定とはならず、本会議で決定しなければ、議会の意思とはならないのであります。

二、定例会と臨時会

議会の会議（本会議）には定例会と臨時会とがあつて、定例会とは、毎年定例的に四回以内、条例で定める回数を必ず開かなければならないことになつているもので、八尾市の場合は条例で四回と定めています。開会の時期は定めていません。臨時会とは、定例会以外で、必要な時に開かれる会議で、招集された時に告示された事件についてのみ、審議することができます。しかし、臨時会でも緊急事件は告示になかつても、審議することができます。

三、議会の招集

議員全員が議長の通知によつて市役所に集まり会議を開いて協議会とも、これは議員総会とか、全員のある議決や決定はできません。定例会や臨時会を開くには、まず市長の「招集」が必要であります。招集は市長だけが持つている権限であつて、開会の七日前に告示することになつています。急ぐ場合には、この期間を短かくすることができます。また議員定数の四分の一（八尾市の場合は九人）以上から請求があれば、市長は議会を招集しなければならないことになつています。

なお、八尾市では、市役所前の掲示板に「告示」を掲示しています。

つづく

× × ×

一般会計第四次歳入歳出追加更正予算額（単位円）

歳入	
市税	17,013,890
国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,627,000
公営企業及財産収入	143,393
国庫支出金	11,629
府支出金	1,590,126
雑収入	627,733
合計	22,013,771
既決予算額	731,733,982
総計	753,747,753

歳出	
議会費	1,346,724
市役所費	6,389,040
消防費	1,323,500
土木費	9,100,000
教育費	1,602,906
社会及労働施設費	345,005
保健衛生費	555,500
産業経済費	715,000
財産費	252,743
公債費	406,126
予備費	−5,727
	−17,046
合計	22,013,771
既決予算額	731,733,982
総計	753,747,735

昭和32年度歳入歳出決算額

(1) 一般会計

歳入	（単位円）
市税	345,130,398
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,451,000
地方交付税	47,338,000
公営企業及財産収入	25,317,374
使用料及手数料	25,957,320
国庫支出金	76,576,650
府支出金	7,993,077
繰入金	9,000,000
繰越金	30,064,801
雑収入	33,193,746
市債	47,400,000
合計 (イ)	646,538,152

歳出	
議会費	18,812,862
市役所費	178,808,710
消防費	27,714,589
土木費	32,497,455
教育費	152,662,533
社会及労働施設費	94,139,599
保健衛生費	21,971,036
産業経済費	30,982,804
財産調査費	12,173,408
統計費	217,275
選挙費	2,661,491
公債費	42,900,887
諸支出金	7,549,312
合計 (ロ)	623,091,961
各種積立金 (ハ)	6,579,580
差引33年度繰越 (イ)−(ロ)−(ハ)	19,750,825

(2) 特別会計

事業名	歳入	歳出	差引残額
競輪事業	183,451,698	167,047,103	16,404,595
病院事業	89,219,694	97,389,243	−8,169,549
国保事業勘定	6,031,929	4,557,670	1,474,259
同施設勘定第一類	4,399,027	4,399,027	0
同施設勘定第二類	2,895,678	2,895,678	0
中小企業融資事業	32,737,500	32,737,500	0

新校舎近く完成

八尾・西郡両小学校

八尾、西郡小学校の校舎増築工事は、昨年九月の定例市会で承認され、現在工事は順調に進んでいます。

八尾小学校は、鉄筋コンクリート造三階建九教室、延面積九二三・三〇七平方メートル（二七九・七九坪）工費一千三百八十万円、また西郡小学校は、鉄筋コンクリート造二階建四教室、延面積四四九・〇九七平方メートル（一三六・〇九坪）工費七百万円で、竣工期限の二月末日までには完成の予定です。

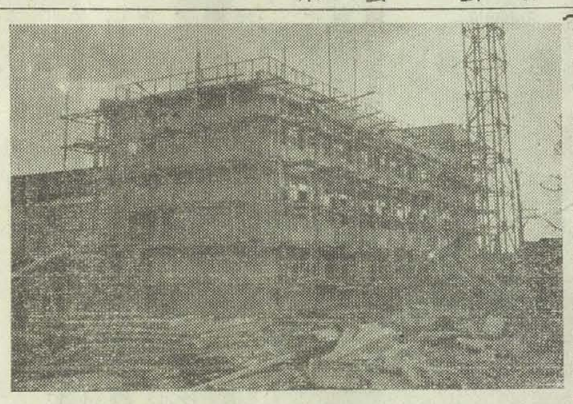

完成近い八尾小学校増築校舎

第二拡張工事進む

八尾・竜華両水源地

合併による市域の拡大と人口増加に伴い、現在の給水人口並びに給水量を増加させる「八尾市上水道第二回拡張工事計画」は昭和三十二年十二月定例市会で可決され、昭和三十三年一月から八尾・竜華水源地で工事が進められ、本年二月現在で計画の約四〇パーセントが完成しました。

なお、竣工予定は昭和三十六年三月末でこの工事が完成すれば、現在の給水人口五万人が十万七千人に、また一日の平均給水量六千立方メートルが二万一千四百立方メートルに増えることになります

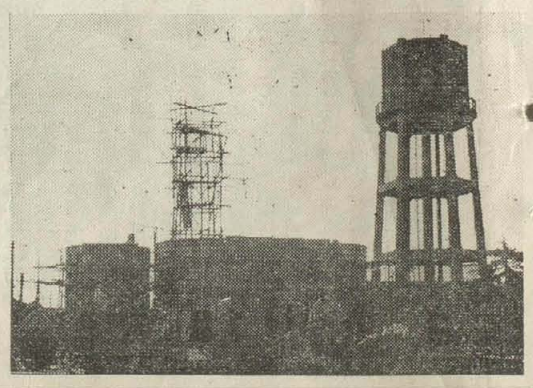

八尾水源地の浄水場の拡張工事

議会日誌

1月3日 年賀交礼会　**6日** 八尾市消防団長会議に正副議長及び総務委員出席　**10日** 八尾市消防出初式に全議員出席 ▼大阪府衛星都市議会事務局長会　**13日** 大阪府都市市議会 議長会 役員会、及び総会 大手前会館　**14日** 大和川右岸 水防事務 組合議会 ▼東大阪七市治水協議会 総会に議長及治水対策 正副委員長 出席　**15日** 成人式 ▼羽曳野市制祝賀式に副議長出席　**16日** 総務委員協議会9時 ▼議会運営委員会13時 ▼労働会館建設線談会に総務建設正副委員長出席　**19日** 新市建設審議会　**20日** 近鉄本社自動車局へ近鉄バス八尾瓢箪山線の路線一部変更について促進方を陳情、22日にも再度陳情　**21日** ガス誘致促進特別委員会9時 ▼全員協議会10時 ▼新政会及び公正総会23日 児童生徒校 外補導 研究協議会、▼商工振興対策 協議会、**26日** 大阪府中部都市議会事務局長研修会に局長出席 布施市 ▼農業委員農政部会 府信連 **27日** 運営委員会10時 ▼大和川右岸水防事務 組合 懇談会 **28日** 総務委員会9時 ▼新政会及び公正会総会11時 大阪都市競艇組合議会運営協議会泉大津市 **2月4日** 国民健康保険特別委員会 13時 **5日** 豊田市議会議員来庁 **9日** 全国競輪議長会近畿部総会に議長及び局長出席 **10日** 国民健康保険特別委員会 13時 ▼建設委員現場視察

委員会の審査経過

開会＝1月29日、付託議案＝第11号（関係分）以上一件

開会に先立ち、土木予算中に含まれている「志紀第十一号線道路新設改良工事」について、合併覚書の定めにより、行政委員を招き意見を聴取した。その結果「災害防止のため、地元の要望が容られ、予算が計上されたことについて賛意を表したい。しかし、懸案の老原用水路改修と、用地買収済となっている志紀四十二号線道路新設について、地元の強い要望があり配慮されたい」との希望があった。

建設

開会＝1月30日、付託議案＝第7、11号（関係分）以上三件

議案第七号は、市立清友高等学校の現在の生徒定数一百五十人を二百人（三学年で六百人）に増員するもので、毎年入学志望者が増加し、入学率は昭和三十二年度五四パーセント、昭和三十三年度には四八パーセントとなって、同校への入学の困難性が年々増大している有様で、生徒の教育上適切なる措置であり異議なく賛成した。しかし、現在の校舎を、いかに利用するかについては、特別教室を一時的に普通教室として当の追加額を計上したものである。また、教育研究費の六十万円は、各教科指導要綱の改訂により、八尾市教育研究会の協力を得て、研究準備を行なうため交付するものであり、全員異議なく了承した。

文教民生

清友高校増築と施設拡充を計れ

更に、児童生徒保護奨助費二万四千九百六円は、学校保健法による所要額の不足額を追加計上したものであり、養老院費の追加分として、総額三十四万五千四円の追加が行なわれているが、この補正も人件費の不足額を追加計上したものであり、雇用費十万六千五円が追加計上され、施設の充実をはかったものである。さらに保育所費三万六千円が追加計上されたのは、前西郡保育所長小田郁代氏を今回、同保育所の嘱託保母として、採用したために要する年間の経費であり一応了承し、付託全議案を原案どおり可決することを適当と認めた。

次に議案第11号中、当委員会所管の補正予算について、説明を聴取し審議を行なった。

まず、教育費の補正予算百六十万二千九百六円は、大部分が人件費であり、職員の異動による給料及び賃金の補正と職員手当の追加額を計上したものであるが、特別教室を一時的に普通教室として使用しなければならないので、早急に校舎の増築と施設の拡充をはかり、市立高等学校の名にふさわしいものとされるよう理事者に対し強く要望した。

次に、福祉事務所関係の予算として、総額三十四万五千四円の追加が行なわれているが、この補正も人件費の不足額を追加計上したものであり、養老院費において、雇用費十万六千五円が追加計上され、施設の充実をはかったものである。さらに保育所費三万六千円が追加計上されたのは、前西郡保育所長小田郁代氏を今回、同保育所の嘱託保母として、採用したために要する年間の経費であり一応了承し、付託全議案を原案どおり可決することを適当と認めた。

付託議案を審査する商工衛生委員会

開会＝1月29日、付託議案＝第11号（関係分）以上一件

第十一号「昭和三十三年度八尾市一般会計第四次歳入歳出追加更正予算」中、保健衛生費および商工費の八尾商工会議所関係の予算を審議した。

商工衛生

計画的な商工振興対策を

まず保健衛生費関係の補正額五十五万五千五百円（燃料費四十四万五千五百円）に関しては承認することとしたが、燃料費の当初予算にも相当する多額の補正には、疑問があるとの意見が出された。これに対し理事者から事情を聴取したところ「従来の慣習として燃料費については集中管理を行なってきており、今回の追加更正額決定に際しても、関係各課の保有台数、消費量などを勘案して概算算定したため、衛生課のみにしわ寄せされた結果となっている。しかしこの集中管理によれば、走行距離などの数字を確実につかむことが困難であり、予算編成上にも不備を生じることになり、また行政効果を測定する意味からも、なお改善すべき余地があるので、十分検討したい」旨、答弁があった。そこで当委員会としては、燃料を経済的に使用させる意味も含めて各課ごとの実使用量に応じて予算化するよう注意を与え、これを承認した。

つぎに商工振興のため八尾商工会議所交付金の追加更正について審議した。これは商工会議所に対し、昨年は新館の建築助成金として、市から百万円を交付したが、本年度は当初予算で補助金が組まれていなかったために、会議所側から他都市の例もあるので、商工業振興の意味から、市の公的機関である商工会議所と常に緊密な連絡をとって、事業計画をたてるよう正しく指導することを要望し、当局側もこれを確約したので、補正原案の可決を適当と認めた。

このほか議案外として、市立病院改造計画の概略を病院長、事務長から聴取した。これは工費一億乃至一億五千万円で昭和四十年を目標に旧館、中央病棟等を改造しようとするものであるが、資金面にも成算ありとのことであったので、委員会も賛意を表し、近代施設の建設に一日も早く着手されることを要望して委員会を閉会した。

（　）

開会＝1月28日、付託議案＝第611号（関係分）以上二件

議案第六号の条例改正は、先般から大きく問題となっていた塵口事務の合理化と能率化をはかるための、いわゆる事務改善実施の一環として行われるものである。

この事務改善については、市民の関心も深く、且つ影響する処が大きいものがあると考えられるので議会としても既に再度にわたり全員協議会を開会して説明を求め、また数度にわたり総務委員協議会を開会して、検討を行ってきたのである。この過程において議会は、細部の事務手続上、技術上の問題はあるにしても、次の原則、即ち

1、事務改善実施によって市民、特に出張所関係の市民に対して諸手続き、届出などの実施について、数段と現在より便利になるよう適切な改善を加えること。

2、事務改善実施によって、職員に労働過重を強いることとならないよう、十分労務管理に配慮を加え、積極的に職員の協力を求められたいこと

以上の原則を確認して、今回の事務改善については、全面的に賛意を表してきたことは、十二月市会で報告したとおりである。ところがその後、この事務改善に関して市職員組合が、原則的には賛意を表しながらも、その方法、或は実施の時期について反対の態度を表明したのである。たまたま、三月一日実施すべく関係議案提出の臨時市会が招集されたので、委員長は議長と共に、議会が先に示した原則を尊重して、双方で議会開会までに十分話合いを行って、了解点に達せられるよう要望したのである。その後、双方において再度にわたり話合いの機会をもたれた。その結果は、一月二十八日本会席上で、市長並びに助役から説明されたとおり、双方がほぼ了解点に達し、事務改善は円滑にすすめられるものと了解した。ところが二十八日、組合側から理事者の計画する事務改善案については、絶対反対するとの声明を出された。

この声明は、議員がその直前に理事者から聞いた説明の内容及び我々自らがこれに立会って得た状態とは、まるっきり反対の内容をもつものであり、大きい疑問をもつと共に、その真相究明の責任を感じた。

総務

その後、三十日には組合側から理事者に対して、

❶ 臨時市会に提案中の事務改善関係議案を即時撤回せよ。

❷ 事務改善委員会を即時解散せよ。

などの内容をもつ要求書が提出され、これに対する措置に関し、三十一日緊急課長会を開いて事態収拾の協議を行っていた。このような経過をたどった現状のさ中に、本議案審査のため当委員会を開会したのである。

委員会では、まずこの真相を明らかにするために、委員会に職員組合の委員長および書記長の代表者の出席を求めて、これらの理事者との交渉経過と事務改善に対する組合側の反対理由をつぶさに聞いた。これに対し両者から、大要次のような説明がなされたのである。即ち、

1、市会開会の前日、商工会議所応接間において、議会代表として総務委員長立会いの下で、事務改善について助役から約五時間にわたって話合いを行ったことは事実である。

2、この話合いの動機は、いわゆる組合幹部突込みのために計画的に行われたような印象を第三者に与えているようであるが、事実は反対で「事務改善については、基本的に賛成だが、具体的内容について事務改善委員長である助役と、ジックリひざをつき合せて話合いたい」という組合側の要求に基いて行われたものであること。

3、この話合いに参加したわれわれは一応納得し、また了解もしたが、組織人として執行委員会等正式な組合機関にはかった上でなければ回答ができない旨を申述べ、その態度を留保した。

4、その後、衛星都市職員組合連合会代表者とも討議し、なお執行委員会、中央委員会において協議した結果、声明書にあるような反対態度が決定された。

以上の経過説明が行われ、また事務改善に関する反対理由として

1、理事者は、このような大きい改善を計画しながら、実際に職場において仕事を担当する職員に知らすことなく、一方的に作業を進め、規程にある企画委員会を一度も開会することなく、組合代表を参画せしめなかったこと。したがって、職員が十分これを理解しないために、来庁者の最も多い三月のピーク時を乗切れるかどうかの心配がある。

2、この事務改善のために、既に七百六十万円もの予算が計上されたが、これ等の財源は、もっと市民の希望する事業に充当する方がよいのではないか。このような金があるのなら、一部でも給与改善にあてもらいたい。またPTA負担の軽減もそれ等の財源によって考慮すべきである。

3、このために、これだけ多額の金をかけてまで機械器具を購入することが必要なのかもっと少い費用でやる方法がないのかどうかに疑問がある

4、組合代表が既に実施した米沢市、福山市の実状を視察した結果から考えると、今回の事務改善によって、職員が労働強化になる心配がある。

市民課設置と出張所の強化

第1次事務改善へ

など要約すると以上のような説明があった。

これに対し助役から、決して今まで職員組合を無視したものでない。事務改善委員会においても、その改善の中に如何にして組合の意見をとり入れるかについて苦労してきたつもりである。そうして出来上った成案を組合側に示し、説明会を開いたところ、反対の態度を示され、これが新聞発表されたのが実状である。なお理事者としては、今後においても十分組合と話合いを行い、とり入れる意見があれば、十分これをとり入れてゆくつもりである。また企画委員会を設ければよかったと思う点もあるが、組合との団体交渉は労働条件のみで、企画委員会の設置については、市長の管理権、組織権に属する問題である。

課長が干与するのは当然であるが、これをもって話合いをしなかった理由とするならば、理事者も組合の権利を守ると共に、組合もまた市長の権限は権限として尊重してもらいたい。

しかし、現在はそれも超越して、事態の円満解決を図りたいと考えているとの意思表示があった。

以上、これ等の双方の主張点を十分聞いた後、委員会は、この事務改善については、市長もその問題点について

❶ 労働強化になるようなことはやらない。

❷ 出張所の廃止もしないし、より市民が便利になる方法を講じたい。

と明確に表明しているし、議会も賛意を表し、また組合も基本的には反対でないのであるから、実施の三月までの間に、具体的な方法について十分話合いを行って、実施の方向に進めてもらいたい。なお組合は、給与改善問題をこれと関連して要求しているようであるが、直接関連ある問題は別として、これ等は事務改善と切り離して交渉されるよう要望した。

これに対し、最後に助役から、組合或は担当係員の意見を十分聞き、三月一日実施を目標に誠意と確信をもって話合いを行い、円満解決は図りたいと堅い決意を示された。

しかし、委員会としては、一方組合側が反対声明を撤回するか、別な形の意思表示をされない限り、本件を議決することができないので、早急にその発表をされるよう要望することとし、本条例案は全員一致で原案を可とすることに決定した。

次に、議案第十一号一般会計補正予算（当委員会関係分）であるが、歳出における議会費百三十四万六千七百二十四円増、市役所費六百三十八万九千四十円増、消防費百三十二万三千五百円増、財産費二十五万二千七百四十三円増、選挙費四十万六百二十六円増、公債費五千七百二十七円減、予備費一万七千四十六円減等で事務改善に要する機械器具購入費を中心として人件費及び物件費の補正を行ったものである。また歳入における各追加計上の予算措置についても、それぞれ適正な予算措置と認め、原案を可とすることに決した。

以上のとおり、当委員会関係の二件は何れも原案どおり可決することを適当と認めることに決定した。

（　）